岡山歯学会 表彰制度規程

（趣旨）

第１条　　この規程は，岡山歯学会（以下，「本会」という。」会則10条に基づき，歯学の分野において優れた業績があった本会会員の表彰に関し，必要な事項を定める。

第２条　　本表彰制度の目的は，本会の構成員で国際的に認められる優秀な研究成果を該当年度に論文として受理され，会の発展に寄与した，若手研究者ならびに優秀研究者を讃えることにより本会の学術活動の活性化を図ることである。

（種類）

第３条　　表彰には次の賞を設ける。

　　１）　岡山歯学会奨励論文賞（以下「奨励論文賞」という。）

　　２）　岡山歯学会優秀論文賞（以下「優秀論文賞」という。）

（審査対象ならびに資格）

第４条　　前条の各賞の診査対象は，次のとおりとする。

　　（１）奨励論文賞

　　　①　学術論文の受理時において35歳以下（36歳の誕生日の前日までとする）であって，かつ２年以上継続して本学会会員であること。

　　　②　ここにおける学術論文とは，該当年度（注）において，歯学および医学に関係する教育研究活動に多大なインパクトを与えた優れた原著論文とする。本賞は，若手研究者の奨励を目的とするため，被推薦者が筆頭著者の論文を対象とし，その論文もISI誌に掲載されるなど国際的に認知されているものが望ましい。

　　　③　本賞の受賞経験がないこと。

　　（２）優秀論文賞

　　　①　学術論文の受理時において35歳以上であって，かつ５年以上継続して本学会会員であること。

　　　②　ここにおける学術論文とは，該当年度において歯学および医学に関係する教育研究活動に多大なインパクトを与えた優れた論文（原著あるいは総説）とする。本賞は，研究指導をする中堅研究者も対象となるため，共著論文を含めた選考を行う。しかし，奨励論文賞としてすでに応募された論文は対象とならない。

　　　③　 本賞の受賞経験がないこと。

　　　　注：該当年度とは，岡山歯学会の開催年の前年の４月１日から同年の３月31日までとする。

（申請方法）

第５条　　奨励論文賞ならびに優秀論文賞の応募者は，下記の申請書類を該当年度の指定された期限までに岡山歯学会優秀論文賞推薦委員会に提出すること。なお，推薦者は本学会評議員とし，評議員の推薦は１件に限る。

　　１）　申請書　　　　一通（指定様式）

　　２）　申請論文　　　別刷り５部　または受理論文原稿５部および受理証明書

　　３）　共著者承諾書（共著論文の場合のみ）

（選考）

第６条　　毎年度，岡山歯学会優秀論文推薦委員会が会長によって招集され，各賞の受賞候補者を審査選定する。本委員会の構成は，会長，学術理事２名，庶務理事２名とする。委員長は互選する。ただし，委員からは申請者の関係者を除き，他の理事を委員として委員長が指名する。

（受賞数）

第７条　　優秀論文賞推薦委員会が推薦する奨励論文賞ならびに優秀論文賞候補者は各々若干名とする。

（決定）

第８条　　各賞候補者は，優秀論文賞推薦委員会により理事会に推薦され，理事会ならびに評議員会の議を経て，受賞者と決定する。

（表彰）

第９条　　年次大会総会で表彰する。内容を記した楯（プラーク）を贈呈する。

（規程の改廃）

第10条　　この規程の改廃は，理事会の議を経て行う。

付則　この規程は，平成16年10月１日から施行する。

付則　この規定は，平成31年1月1日から施行する。